様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　　分　　名	死亡獣蓄取扱場外における処理の禁止の特例の許可		
根 拠 法 令 名	化製場等に関する法律 （昭和 23 年法律第 140 号）	(条項)第 2 条第 2 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所　管　部　署	健康保険部　保健所衛生課　食品衛生グループ		
標 準 処 理 期 間	7　日	法 定 処 理 期 間	ー　日

【審査基準】　・文書の名称　　化製場等に関する法律

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

[参　考]

化製場等に関する法律

（化製場等外における製造・処理の禁止）

第２条　獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行ってはならない。

２　死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

附則（第９次改正）抄

（経過措置）

２　第１条から第４条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、これらの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。